3　第一項第一号に掲げる事項に繰越欠損金（法人税等に係る法令の規定において繰越しが認められる期限（第一号において「繰越期限」という。）まで繰り越すことができる欠損金額（法人税等に係る法令の規定に基づき算定した各事業年度の所得の金額の計算上当該事業年度の損金の額が当該事業年度の益金の額を超える場合におけるその超える部分の金額をいう。）をいう。以下この項において同じ。）を記載する場合であつて、当該繰越欠損金が重要であるときは、次の各号に掲げる事項を併せて注記しなければならない。

一　繰越期限別の繰越欠損金に係る次に掲げる事項

イ　繰越欠損金に法定実効税率を乗じた額

ロ　繰越欠損金に係る評価性引当額

ハ　繰越欠損金に係る繰延税金資産の額

二　繰越欠損金に係る重要な繰延税金資産を計上している場合には、当該繰延税金資産を回収することが可能と判断した主な理由

4　第二項第二号及び前項各号に掲げる事項は、財務諸表提出会社が連結財務諸表を作成している場合には、記載することを要しない。

5　［略］

（子会社が親会社を吸収合併した場合の注記）

第八条の二十一　［略］

2　［略］

3　第一項本文の規定により注記した場合は、企業結合が行われた事業年度の翌事業年度以降においても、影響額に重要性が乏しくなつた場合を除き、同項に規定する影響額を注記しなければならない。ただし、子会社が連結財務諸表を作成することとなつた場合には、記載することを要しない。

（流動資産の範囲）

第十五条　次に掲げる資産は、流動資産に属するものとする。

［一・二　略］

二の二　通常の取引に基づいて発生した電子記録債権（電子記録債権法（平成十九年法律第百二号）第二条第一項に規定する電子記録債権をいう。第三十一条の四、第四十七条第一号の二及び第五十一条の四において同じ。ただし、破産更生債権等で一年内に回収されないことが明らかなものを除く。）

［三～十二　略］

［条を削る。］

第十六条の二　［略］

（流動資産の区分表示）

第十七条　流動資産に属する資産は、次に掲げる項目の区分に従い、当該資産を示す名称を付した科目をもつて掲記しなければならない。

［一～十一　略］

［号を削る。］

十二　［略］

［2・3　略］

［項を加える。］

3　［同上］

（子会社が親会社を吸収合併した場合の注記）

第八条の二十一　［同上］

2　［同上］

3　第一項本文の規定により注記した場合は、企業結合が行われた事業年度の翌事業年度以降においても、影響額に重要性が乏しくなつた場合を除き、同項に規定する影響額を注記しなければならない。ただし、子会社が連結財務諸表を作成することとなつた場合には、記載することを要しない。

（流動資産の範囲）

第十五条　［同上］

［一・二　同上］

二の二　通常の取引に基づいて発生した電子記録債権（電子記録債権法（平成十九年法律第百二号）第二条第一項に規定する電子記録債権をいう。第三十一条の五、第四十七条第一号の二及び第五十一条の五において同じ。ただし、破産更生債権等で一年内に回収されないことが明らかなものを除く。）

［三～十二　同上］

第十六条の二　流動資産に属するものとする。特定の資産又は負債に関連する繰延税金資産は、流動資産に属するものとする。特定の資産又は負債に関連しない繰延税金資産で一年内に取り崩されると認められるものについても、同様とする。

第十六条の三　［同上］

（流動資産の区分表示）

第十七条　［同上］

［一～十一　同上］

十二　繰延税金資産

十三　［同上］

［2・3　同上］